

社会福祉法人チルドレンス・パラダイス

法人役員・評議員報酬及び旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、評議員会の決議に基づき、社会福祉法人チルドレンス・パラダイスの役員、評議員（以下、役員等という）の報酬及び会議出席、出張、その他の旅費に関する事項を定める。

(報酬)

第 2 条 理事長以外の役員等の報酬については、無報酬とする。

第 3 条 理事長に対し、年間の各施設への業務出張日数にかかわらず、年間で 600,000 円を支給する。

(旅費適用範囲)

第 4 条 旅費規程は、役員等のほか、次の者にも準用する。

(1) 退任者であって、残務処理のため、出張を命ぜられた者。

(2) その他、特に外部の者に業務を委嘱し、それにより出張する者。

(旅費の種類)

第 5 条 役員等の旅費は、国内出張旅費とし、海外出張については、その都度理事会が決定する。

(旅費の計算)

第 6 条 旅費は順路によって計算する。但し、天災、その他やむを得ない理由で順路によることができなかつた場合は、現に経過した路線により計算する。

(特認の手続き)

第 7 条 旅程、用務の状況、その他により、この規程によりがたい場合は、理事長の承認を得た後、別段の取扱をすることができる。

(旅費の前払い)

第 8 条 旅費は帰園後計算し、支給する。但し、概算によって、前渡金を支給することができる。

(旅費の精算)

第 9 条 出張より帰った者は、概算前渡金受領の有無にかかわらず、帰任後 3 日以内に精算しなければならない。

(旅費の分担)

第 10 条 旅費、宿泊料の全部、又は一部について、他から支弁される場合は、この旅費規程により計算される額との差額を支給する。

(出張)

第 11 条 役員等を出張させる場合には、理事長が出張命令簿に、用件、行き先、期間、日時等を記入し、出張させるものとする。

(出張報告)

第 12 条 役員等が出張から帰った場合は、速やかに理事長に報告しなければならない。

(会議旅費)

第 13 条 役員等が会議に出席する場合、1 回につき 5, 0 0 0 円の会議旅費を支払う。但し施設職員はこの限りでない

2. 役員等が各施設への業務連絡、研修会、講習会、その他公務により出張を命ぜられた場合は出張旅費を実費支給する。

(宿泊料)

第 14 条 宿泊料は、役員等が公務で出張中、宿泊した者に対し、実費支給する。

(出張中の事故)

第 15 条 役員等が出張中の負傷、疾病、天災、その他事故については、法人は、その責を一切負わないものとする。

(付 則)

本規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。